

九州地方整備局と同時発表

平成28年5月13日  
道 路 局

## 熊本県道「熊本高森線」と南阿蘇村道「析の木～立野線」の災害復旧を国が代行 ～大規模災害復興法を施行後初めて適用します～

- 本日、熊本県知事より俵山トンネルを含む「県道 熊本高森線」について、また、南阿蘇村長より阿蘇長陽大橋を含む「村道 析の木～立野線」について、大規模災害復興法<sup>\*</sup>に基づく国の直轄代行の要請がありました。
- これを受け、国土交通省としては、両路線について甚大な被害が生じていることから、熊本県ならびに南阿蘇村の実情を勘案し、国が災害復旧事業を施行する旨を熊本県知事と南阿蘇村長へ回答しました。

### 【直轄代行の概要】

#### 1. 熊本県

路線名：県道 熊本高森線

区 間：熊本県阿蘇郡西原村小森<sup>こもり</sup>～南阿蘇村河陰<sup>かいいん</sup>

#### 2. 南阿蘇村

路線名：村道 析の木～立野線

区 間：熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽<sup>かわよう</sup>～立野<sup>たての</sup>

※大規模災害からの復興に関する法律

### <お問い合わせ先>

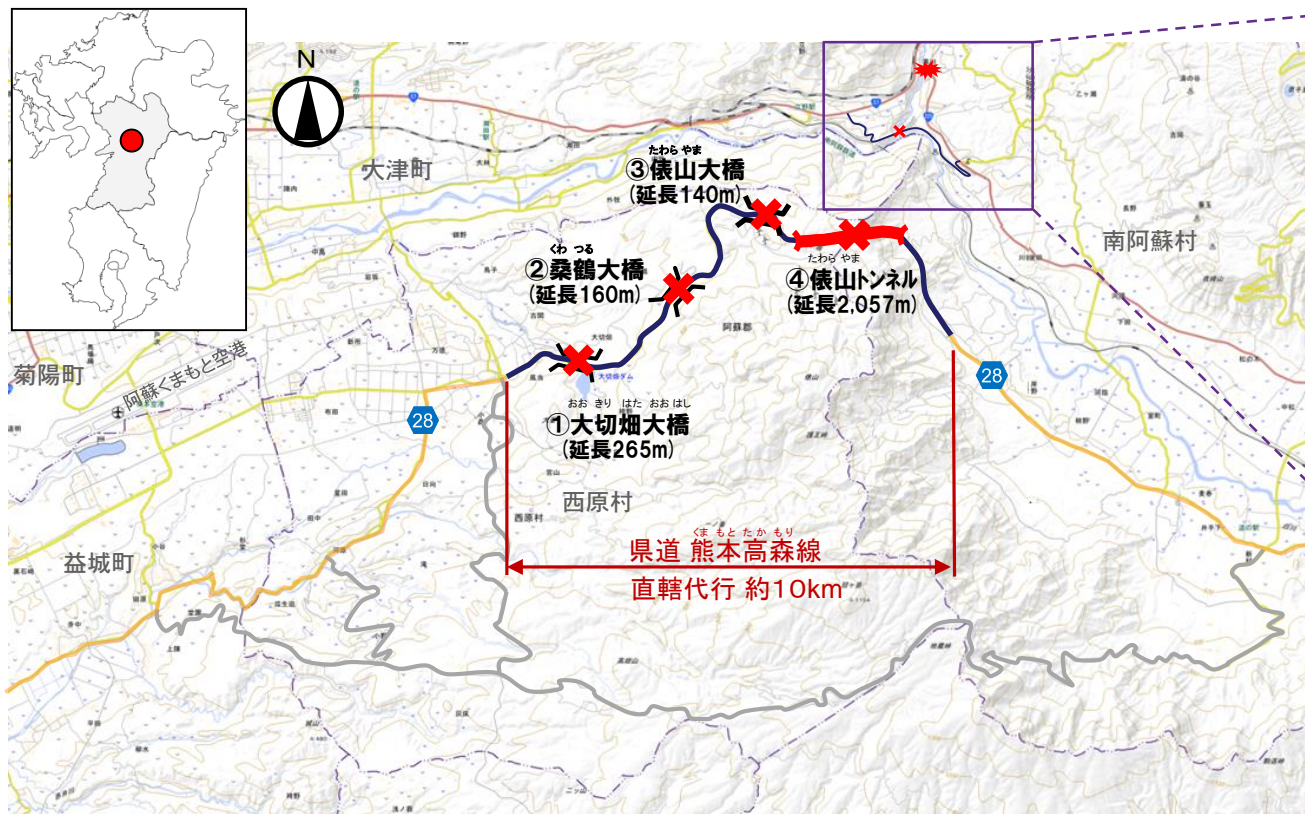
○国土交通省 道路局 環境安全課 課長補佐 渡辺（内線 38-162）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8495

Fax：03-5253-1622

同時配布：国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ

# 大規模災害復興法に基づく直轄代行 位置図(県道熊本高森線・村道栃の木～立野線)



## 【参考】

熊本県道「熊本高森線」及び南阿蘇村道「栃の木～立野線」の災害復旧直轄代行の根拠法

## 大規模災害からの復興に関する法律

### 第四十六条（道路法の特例）

国土交通大臣は、道路管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

- 一 災害復旧事業
- 二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業